

令和4年度の北海道の荒廃農地面積 (令和5年3月31日現在)

1 調査結果の概要

- 令和4年度の北海道の荒廃農地面積について、「今回新たに発生した面積」は107ha(農用地区域では82ha)となり、前年度に比べて108haの減少(農用地区域では20haの減少)となった。
- また、「今回新たに再生利用された面積」は80ha(農用地区域では72ha)となり、前年度に比べて19haの減少(農用地区域では10haの減少)となった。
- 荒廃農地のうち、「再生利用が可能な荒廃農地(A分類)」は636ha(農用地区域では498ha)となり、前年度に比べて19haの減少(農用地区域では18haの減少)となった。

2 荒廃農地面積(北海道全体)

(単位:ha)

	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地(A分類)		参考値		荒廃農地面積計(A分類+B分類)	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)		荒廃農地面積計(A分類+B分類)			
					農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域		
令和4年	107	82	80	72	636	498	693	414	1,329	912
(参考) 令和3年	215	102	99	82	655	516	667	385	1,321	901

注:1 調査期日及び調査期間

荒廃農地の各面積:令和5年3月31日現在

再生利用された面積:令和4年4月1日~令和5年3月31日

- 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。
- 「再生利用が可能な荒廃農地(A分類)」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。
- 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。

3 令和4年度の振興局別の荒廃農地面積

(単位:ha)

振興局名	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地(A分類)		参考値		荒廃農地面積計(A分類+B分類)	
	農用地区域		農用地区域		農用地区域		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)		農用地区域	
空知					1	1	21	20	22	21
石狩	35	17	8	5	135	62			135	62
後志	13	12	32	26	92	78	264	138	356	216
胆振					56	42	153	97	210	139
日高					40	39	24	20	63	58
渡島	5	4	3	3	116	88	47	40	163	128
檜山			2	2	13	12	135	53	148	66
上川	53	48	35	35	83	77	40	37	123	114
留萌										
宗谷										
オホーツク					84	83	9	9	93	92
十勝					16	16			16	16
釧路										
根室										
計	107	82	80	72	636	498	693	414	1,329	912

注：1 「荒廃農地」等の定義については、「2 荒廃農地面積」の注釈欄を参照。

2 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。